

社会福祉法人 慈光会 定款施行細則

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この社会福祉法人慈光会定款施行細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人慈光会定款（以下「定款」という。）第45条の規定により法人理事会及び監事、理事長、施設長の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる認定こども園等の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び審議事項並びに理事長、理事、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち仏教精神に基づいて民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第9条第1項の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2.前項の決定事項のうち、定款第11条に定められる事項については、評議員会の決議を要する。

3.定款第20条に基づく理事長の職務権限（専決事項）及び施設長の職務権限（専決事項）については、別表2のとおりとする。

4.規程、規則等の制定改廃に係る議決については別表3のとおりとする。

第2章 理事会

(理事会の招集)

第5条 理事会の開催時期は、①予算②決算③補正予算 事業経過報告とし、年3回以上開催する。

2理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし緊急の

場合はこの限りではない。

3.理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(資料の提出)

第6条 理事長又は理事会を招集しようとする理事は、理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。ただし緊急の場合はこの限りではない。

(開会及び閉会)

第7条 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第8条 理事会における表決の方法は挙手による。

2議長は、理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第9条 理事会における単純多数決(過半数で決定)要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

2理事会における特別多数決(3分の2以上で決定)要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(議事録等)

第10条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日および時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数(定数)
- (5) 定足数に関する規定(定款の引用)
- (6) 議案
- (7) 議案に関する発言内容
- (8) 議案に関する表決結果
- (9) 出席した理事長及び監事の署名押印、その年月日

理事長が欠席の場合は、出席理事全員および監事の署名押印、その年月日

2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう袋綴じの上、保管するものとする。

(欠席理事への報告)

第11条 理事長は理事会に欠席した理事に理事会議事録を21日以内に送付するものとする。

第3章 監事

(理事会・評議委員会への出席)

第12条 監事は、理事の職務の執行を監査するために理事会に出席することとする。また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

2. 監事は、監査結果の報告のために定時評議委員会へ出席することとする。また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第13条 定款21条の規定にもとづく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上「監事監査規程」を作成するものとする。

なお、監事監査に当っては、理事会・評議委員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理緒帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2前項に基づき実施した監査の結果について監事は、これを次の理事会及び評議委員会に報告しなければならない。

第4章 欠員補充等

(役員欠員補充)

第14条 役員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

第15条 理事会への欠席が長期（概ね1年）にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象になることを理事は留意するものとする。

(理事総数の定義等)

第16条 理事会の開催要件、議決要件として使用されている理事総数の定義は、本来、定款の理事定数が理事総数であるが、欠員が生じている場合、欠員を除いた理事現数が理事

総数となる。

第6章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第17条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会および評議員会にその状況を報告し、速やかに議決を得なければならない。

(秘密の保持)

第18条 法人の役員又は法人の役員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の役員又は法人の役員であった者は、プライバシー情報の保護に関して別途厳格に法令を順守するよう努めるものとする。

(改正)

第19条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この細則は、平成24年4月1日より施行する。

平成29年 1月 31日改定

平成29年 4月 1日施行

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

社会福祉法人慈光会 理事会要議決事項一覧

議決・審議事項	理事会での要議決	
	過半数の議決	2/3 以上の議決
予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告		○
補正予算		○
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○
定款の変更		○
解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定		○
重要事項で理事会において必要と認める事項	○	○
	事案ごとに決める	
社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○	
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○	
施設長の任免その他重要な人事	○	
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く）	○	
役員報酬に関する事項	○	
その他、法人の業務に関する重要事項	○	
理事・監事の選任・解職		○
公益事業に関する事項		○
収益事業に関する事項		○

平成 24 年 4 月 1 日より施行

別表2（第4条第2項関係）

社会福祉法人慈光会 専決事項一覧

事案	専決者	理事長	施設長	備考
		専決事項	専決事項	
法人一般・人事に関する事案				
1	法人業務に基本に関すること	○		
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○		
3	規程、規則の制定・改廃に関すること	○		
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○		
5	予算の流用、予備費の支出	○		
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの			理事会付議
7	公示、広告に関すること	○		
8	寄付の募集事務及び受領に関すること	○		
9	訴訟に関すること	○		
10	債権の免除・効力の変更に關すること	○		10万円以下
11	法人の組織及び権限に関すること	○		
12	苦情対応規程に基づく第三者委員の選任	○		
13	職員の採用に関すること	○		
14	職員の人事配置に関すること	○		
15	有期契約職員の採用に関すること		○	
16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること		○	
17	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること		○	
18	職員の初任給に関すること	○		
19	職員の昇給・昇給基準の決定に関すること	○		
20	職員の昇給者・昇給決定者に関すること		○	
21	休職、復職、退職、育児・介護休業に関すること		○	
22	職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○	(○)	
23	職員の人事記録及び身分証明書に関すること		○	

事案	専決者	理事長	施設長	備考
		専決事項	専決事項	
24	職員の諸手当に関する事		○	
25	職員の健康診断の実施に関する事		○	
26	被服貸与等に関する事		○	
27	利用者の日常の処遇に関する事		○	
28	利用者の預り金等の日常の管理に関する事		○	
29	医薬品、給食材料の処分にに関する事		○	
30	自動車の運行管理に関する事		○	
31	官公庁に対する軽微な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	○	○ 軽微なもの	
32	職員の日常の労務管理・福利厚生にかんすること		○	
33	職員の研修に関する事		○	
34	諸証明に関する事		○	
35	金融機関を指定すること	○		
収入事業				
36	運営費等の収入に関する事	○		
37	過誤納金の充当又は還付に関する事		○	
38	繰越金及び繰入金の収入に関する事	○		
39	受贈の承認・寄付に関する事	○ 10万円以上	○ 10万円以下	
40	その他の収入に関する事		○	
支出事業				
41	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事（軽微に該当）	○		
42	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事	○ 250万円以下		
43	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事		○	
44	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入		○	
45	緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）	○		

平成 24 年 4 月 1 日より施行

別表3（第4条第3項関係）

規程、規則の議決分掌表

	理事会での議決	理事長の専決	
定款細則	○		
経理規程（細則含む）	○		
運営規則	○		
個人情報保護規程	○		
苦情受付・解決に関する規程	○		
消防計画		○	
就業規則	○		
給与規定	○		
定年に関する規程	○		
定年退職者の再雇用に関する規程	○		
育児・介護休業規程	○		
慶弔見舞規程	○		
退職金に関する規程（給与規定本文内）	○		
短時間従業員年次休暇に関する規程	○		
旅費規程	○		
送迎車運転手当支給規程	○		
安全運転管理規程		○	
公印管理規程		○	
ハラスメント防止規程	○		
監事監査規程	○		
実習生受入れ研修費の取扱に関する規程		○	
内部監査実施規程	○		
資金運用規程	○		
嘱託医等手当に関する規程	○		
役員等報酬に関する規程	○		

平成24年4月1日より施行